

犬山市教育振興基本計画の見直しについて

1. 教育振興基本計画とは

教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項についての基本的な計画。

○教育基本法第17条第2項

地方公共団体は、前項（＝国）の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2. 現在の犬山市教育振興基本計画

平成27年度から平成30年度までの4年間の計画期間における教育の振興に関する施策についての基本的な計画であるとともに、第5次犬山市総合計画の個別計画でもある。

平成27年の策定であり、子ども未来課の教育委員会への編入前の作成のため記載がなく、教育大綱の方向性を踏まえた内容にもなっていない。

3. 見直しの方針

- ①平成30年度から、教育大綱の対象期間にあわせ、平成34年度までの5年間の中期計画とする。
- ②内容全体を総見直しして、教育大綱の方向性を踏まえた具体策を落とし込むとともに、子ども未来課の施策や取り組みの記載を追加する。
- ③総合教育会議で議論になった基本理念の実現に向けた各主体の目指す姿を位置づけする。（教師像、学校像、子ども像に、市民像、家庭像、教育委員会像、行政像などを追加。）
- ④見直しに当たっては、教育関係者など多方面の意見を聴取する。

4. 見直しのスケジュール

第4回総合教育会議（平成29年1月下旬～2月上旬）での最終の協議・調整による見直し作業完了に向け、定例教育委員会で随時協議、第1回～第3回総合教育会議で市長と協議・調整を行い、考えを共有して進める。